

お客様各位

中小企業金融円滑化法期限到来後の当金庫の対応について

当金庫は、従来より会員たる中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでまいりました。また当金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく、これからも愚直に実践していく所存です。

したがって当然のことながら、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様から貸付条件の変更等のお申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行っていくことに変わりありません。

当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後におきましても、これまで同様貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注していく所存でございますので、今後ともお客様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成25年4月

おかやま信用金庫

理事長 桑田 真治

〈お問い合わせ窓口〉

各営業部店の融資担当窓口

ならびに

金融円滑化に関する専用窓口

0120-173-550